


所管部課	市民部市民課	部長	村上敏彰			
件名	東大和市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則について		区分			○
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>臨時運行許可について、国の申請書の様式から押印欄が廃止されたことにより、様式等の改正を行う。また、貸与した番号標を紛失した場合、亡失（毀損）届を提出するのみであったが、弁償金の規定を追加する（多摩地域で弁償金の規定が無いのは、2市のみ）。その他、申請時の保証人の規定を削除する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第3項の保証人の規定を削除する。 ・第3条第1号の押印に関する規定を削除する。 ・第4条に第4項として、毀損または亡失した場合の弁償金として2,000円を納める規定を追加する。 <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>国の様式との整合性が図られる。弁償金の規定を定めることにより、番号標の貸与の延滞等の抑止力としての機能が期待できる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。